様式第１号－１（ちばエコ農業版・ちばエコ農業産地用）

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　　称）

氏名（代表者名）

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク（ちばエコ農業版）使用申請書

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク（ちばエコ農業版）を使用したいので、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第３条第１項の規定により下記のとおり申請します。

なお、ロゴマークの使用に当たり、同要領第７条に定める情報公開に同意するとともに、下記５の誓約事項（１）から（６）を遵守することを誓約します。

記

１　新規又は継続の別

|  |
| --- |
| □新規　　　　□継続 |

２　使用期間（使用開始希望日）

|  |
| --- |
| 　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |

３　使用方法

別紙一覧のとおり

４　連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 　担当者名 | （所属）　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　 |
| 住　所 | 〒 |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| e-mail |  |

５　誓約事項

（１）知事から使用許可された内容により使用すること。

（２）「ちばエコ農業」推進要綱第３の４の規定による産地指定がされない場合、使用しないこと。

（３）使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第４の４の規定による計画承認がされない場合、使用しないこと。

（４）使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第４の８の規定による農産物認証がされない構成員は、農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱へ使用しないこと。

（５）「ちばエコ農業」推進要綱第５の規定により、使用品目の農産物認証が取り消された構成員は、直ちに農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱への使用を中止すること。

（６）「ちばエコ農業」推進要綱第５の規定により、産地指定が取り消された場合、直ちに使用を中止すること。

＜添付資料＞

（１）ロゴマークの使用方法の企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）又は使用実績（写真等）

※ロゴマーク内の「ちばエコ農産物」認証マークを第４条第２項の規定により、　　替えて使用する場合、企画書に替えるマークを記載すること。

（２）団体の規約（継続申請であって変更がない場合は省略可能）

（３）構成員名簿（氏名、住所、ロゴマーク使用品目名を必須項目とすること）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 品目名（作型） | 使用方法（注１）（内容） | ロゴマークの使用数（予定数）/(前回実績数)(注２） | 参考：出荷期間 | 　 | 農業事務所使用欄 |
| 1 | 　 | 　 | / |  |  | ・ちばエコ農業産地指定　□・指定番号　（　　　　　　　　　） |
| 　 | / |  |
| 　 | / |  |
| 2 | 　 | 　 | / |  |  | ・ちばエコ農業産地指定　□・指定番号　（　　　　　　　　　） |
| 　 | / |  |
| 　 | / |  |
| 3 | 　 | 　 | / |  |  | ・ちばエコ農業産地指定　□・指定番号　（　　　　　　　　　） |
| 　 | / |  |
| 　 | / |  |
| 4 | 　 | 　 | / |  |  | ・ちばエコ農業産地指定　□・指定番号　（　　　　　　　　　） |
| 　 | / |  |
| 　 | / |  |
| 5 | 　 | 　 | / |  |  | ・ちばエコ農業産地指定　□・指定番号　（　　　　　　　　　） |
| 　 | / |  |
| 　 | / |  |

（別紙：ちばエコ農業産地用）ロゴマークの使用方法　一覧 　※太枠内について使用品目・使用方法ごとに記入すること

|  |
| --- |
| （注１）使用方法には、①シール（農産物・包装容器等へ貼付）、②包装容器（袋、パック等へ印刷等）、③包装箱（ダンボール等へ印刷等）、④ＰＲ資材（ポスター、チラシ、名刺等）、⑤その他（具体的に記入）から該当する番号を記入する。 |
| （注２）継続申請の場合、前回の使用許可に基づく使用数を実績数として記入する。 |  |  |